

# 文書館だより

第36号

徳島県立文書館



上 佐古尋常小学校校舎(大正15年(1926))

下 佐古尋常小学校校舎(昭和8年(1933))「卒業記念写真帳」(村上家文書)より

### 佐古尋常小学校の校舎

『徳島市史』第4巻によれば、上の佐古尋常小学校校舎は、現在の佐古小学校の校地(佐古四番町)に明治43年(1910)1月に新築されたものである。昭和3年(1928)5月30日火事により約400坪を焼失したため、復旧工事が行われ、翌4年3月4日に完成したとされている。

### 目次

時をつらぬく記録 - 「東寺百合文書」の世界記憶遺産候補の選定に寄せて -	2
文書館歴史講演会の開催	3
公開史料の紹介 筒井製糸株式会社文書	4
国立公文書館所蔵資料展「近代日本と徳島のあゆみ」	5
古文書の世界 壺家一家と名子・下人 一端山の棟付改に見る二つの構造	6
学校の公文書に見る戦争の時代 - 徳島工業学校「東軍想定・西軍想定」その他 -	7
歴史資料保全ネットワーク・徳島の活動	8
文書館の利用案内	8

## 平成27年度 展示案内

第51回企画展「写真資料に見る学舎の面影」

4月21日(火)～8月2日(日)

子供達の学びの場であると同時に地域社会の絆を深める場所でもある学校。写真資料を通して懐かしい学舎の姿を紹介します。

特別企画展「終戦70周年記念 民衆が見た戦争」

8月5日(水)～10月25日(日)

戦争の時代であった昭和前期。徳島の民衆が時代とどのように向き合っていたのかを、残された歴史資料を通して考えます。

第52回企画展「描かれた阿波の人物」

10月27日(火)～平成28年1月24日(日)

江戸時代の版本や浮世絵などを通して、そこに生き生きと描き出された阿波人の姿を紹介します。

## 文書館の逸品展「古文書が語る神山の歴史」

平成28年1月26日(火)～4月24日(日)

鮎喰川中上流域に広がる名西郡神山町。中山間地域の江戸時代の歴史像を庄屋の家に残された古文書を通して紹介します。

## 《関連行事》

### 文書館ナトコ映画祭

8月15日(土)～22日(土) 会場…21世紀館ミニシアター

GHQが日本の民主化促進のために制作・上映したナトコ映画(CIE教育映画)の上映を通して、米国が戦後の日本に何を伝えようとしたかを考えます。

## 時をつらぬく記録

## ―「東寺百合文書」の世界記憶遺産候補の選定に寄せて―

徳島県立文書館長 山下知之

昨年六月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の国内委員会は、世界記憶遺産の二〇一五年登録をめざす国内候補として、第二次世界大戦後のシベリア抑留者の引き揚げ記録「舞鶴への生還」とともに「東寺百合文書」を選定した。世界記憶遺産は、ユネスコの主催事業として世界各国に保管されている文書や書物その他の史料のうち、後世に伝える価値のある記録物を登録・保管することを目的に、一九九二年から実施されている。二〇一四年三月現在、二九九件が登録され、このうち日本



当館所蔵の公文書

らは山本作兵衛記録画ほか二件が登録されている。

このたび選定された東寺百合文書は、京都の東寺に伝えられた約二万五千通に及ぶ中世を中心とした古文書群である。百合文書の名前は、江戸時代前期の一六八五年（貞享二）加賀藩第五代藩主前田綱紀が東寺文書の謄写事業終了後に百個の書櫃（桐箱）を文書の保存用として同寺に寄進し、それ以来この桐箱に文書が収納され伝えられてきたこと由来する。

百合文書は、一九六七年（昭和四十二）に京都府が東寺から購入し、その後京都府立総合資料館のもとで長年にわたり整理・修復され、現在は同館で保管・公開されている。そして、一九九七年（平成九）史料の価値が極めて高いところから国宝に指定された。

東寺百合文書が世界記憶遺産の国内候補に推薦された理由については、①平安時代以来、一貫して東寺の宝蔵に収められ、日本の仏教史、寺院史等様々な研究に資するまともった貴重なアーカイブ資料であること、②ユネスコの世界記憶遺産事業が目的としているドキュメント遺産

の保存の精神や趣旨が実践されていることが挙げられている。さらに、近年京都府立総合資料館によって文書全点のデジタル化が完了し、インターネット上で公開されていることも選定理由の一つとされた\*。

ところで、膨大な量を誇る東寺百合文書が今日までに伝えられたのは、どのような理由からであろうか。これについて、同資料館で長年にわたり文書を整理された上島有氏は、①平安時代から文書が系統的・組織的に保管されてきたこと、②前田綱紀寄進の百合（書櫃）によって文書が管理されたこと、③火災が少なかったことの三点を挙げている（同氏著『東寺・東寺文書の研究』一九九八年、思文閣出版）。このうち①に関しては、寺院運営の中心であった廿一口供僧と呼ばれる供僧組織の年預\*ののもとに、文書及びその出納が日常的に厳重に管理されていたことが明らかにされている。このような中世東寺における文書管理システムは、公文書・古文書その他資料の収集・整理・保存を業務とする現在の文書館・公文書館においても、参考とすべきことが多くある。

記録を後世に伝えることの意味は、極めて大きい。その時代時代の様々な記録は、歴史事実に基づいた記録であり、過去を検証する上で欠かすことはできない。過去に対する

検証が欠如するならば、過去と現在を有機的に繋ぐことは困難となるばかりか、過去の教訓を踏まえて現在及び未来を創造することもできない。そのことからすると、私たち文書館業務に従事している者は、各種記録を後世に伝えることにおいて、現在・未来に生きる人々に対し、大きな責任と使命を負っている。

この小文の表題とした「時をつらぬく記録」は、二〇〇八年（平成二十）十一月四日付け公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告「時を貫く記録としての公文書の在り方」から採っている。この報告は、国民の主権行使における公文書の有用性を説いたもので、公文書管理法制定（二〇〇九年六月公布）のもとになった報告である。記録としての重要性を鑑みる時、それは、決して公文書にとどまらず、あらゆる記録にも当てはまると考えられる。

二〇一五年度は、徳島県立文書館が設立されて二十五周年という記念すべき年である。県民の皆様の一層のご理解を得て、文書館業務に邁進していきたいと考えている。

\* デジタル画像、約八万画像。二〇一四年三月から順次公開

\*\* 供僧組織の役職で、寺僧から選出された

（参考）京都府立総合資料館・東寺百合文書WEB

## 文書館歴史講演会の開催

### 本能寺の変研究の新段階

#### ― 四国説を中心に ―

講師：藤田 達生氏（三重大学教育学部長）



平成二十六年十一月二日（日）、三重大学教育学部長の藤田達生氏を講師に招いて文書館歴史講演会「本能寺の変研究の新段階―四国説を中心に―」が開催された。当日は一五〇人を越える聴衆が詰めかけるほどの大盛況となった。ここに当日の藤田氏の講演概要を紹介する。

平成二十六年（二〇一四）六月二十三日、岡山市の林原美術館において館蔵の新史料「石谷家文書」（全三巻、四七点）に関するマスコミ発表があり、特に本能寺の変関係史料―（天正十年・一五八二）五月二十一日付斎藤利三宛長宗我部元親書状―が大きく取り上げられた。この史料は信長の四国出兵のギリギリの時点まで、長宗我部氏が姻戚関係にある斎藤利三（明智光秀の重臣）を紹介して信長と領土交渉していたことを示すものである。

意外に思われるかもしれないが、本能寺の変が研究対象として本格的に論じられるようになったのは、ここ二十年のことである。本能寺の変は明智光秀のみの判断で突然決行されたクーデターであるとする「単独

謀反説」が通説的な地位を占めてきた。これに対して、関係史料の博搜によって信長と朝廷や足利義昭、あるいはイエズス会といった特定の集団や人物との関係を変の要因とする説が次々と提示された。その一方で、これらの諸説を「黒幕説」として斥ける「単独謀反説」が再び主張されるなど、まさしく百家争鳴の観を呈する研究分野となっている。今回発見の新史料は、本能寺の変は明智光秀の「単独謀反」ではなく、重臣たちとの協議の上で決行されたクーデターであること。その背景には、四国をめぐる織田政権内部の派閥抗争があったとする説を裏付けるものである。

天正九年（一五八一）段階で、信長は四国における同盟者をそれまで

の長宗我部氏から三好氏に切り替え、長宗我部氏攻撃も計画されるようになる。当時、各地の戦国大名は信長を足利義昭にかわる「公儀」として捉え、信長の重臣を「取次」として信長に接近・服属する動きを見せていた。対立関係にある長宗我部・三好がそれぞれ光秀・秀吉と結んだように、織田政権内部の派閥抗争が周辺の戦国大名を巻き込んだ形で拡大していった。信長の四国経営戦略における長宗我部氏から三好氏への切り替えは、そのまま光秀グループが秀吉グループに政治的な敗北を喫したことを意味するのである。

さらに、この頃になると信長の統一国家構想の中で信長子息・一門や近習の重用が既定化し、光秀は畿内

近国から遠国へ国替えされる可能性が高かった。光秀は永禄十一年（一五六八）の信長上洛以来占めてきた政権中枢から左遷される危機に直面していたのである。光秀が自分自身と家臣団、そして自らが率いるグループの生き残りを懸けて決行したのが本能寺の変なのである。

天下統一を目前にした織田政権内部では信長の専制化がすすみ、それにもなつて重臣間の派閥抗争が外部勢力を巻き込みながら激化していった。敗退の危機に派閥は生き残りをかけて敵対勢力と結んで政変を画策する。本能寺の変とは、織田政権が抱えていた矛盾・対立因子がリンクして勃発したクーデターであり、そこに四国が大きくかかわっていたのである。



講演風景（当館講座室）

公開  
史料の  
紹介

筒井製糸株式会社文書

金原 祐 樹

平成二十六年度末、徳島県立文書館では、筒井製糸株式会社文書を公開した。近代以降の企業関係文書としては、初めてのまとまった史料群の公開となる。ここでは、史料群の概要を説明する。

筒井製糸株式会社文書は、明治四十二年操業の筒井製糸所開設当時の資料は無いが、大正七年から残る諸帳簿をはじめ昭和三十年代にいたる、徳島県において歴史的に最も養蚕・製糸が盛んであった頃の資料である。総点数は六六七点、一部個人情報に関わる文書を除き大半を公開とした。

### 一 経営帳簿

まず第一に挙げられるのが大正七年から昭和三十年代にいたる経営に関する諸帳簿である。①製品販売簿は、生産した製糸などの製品の出荷先と販売高が書かれた帳簿。②金銭

出納帳は会社全体の金銭出納について書かれた帳簿、③蚕種販売簿は、所持していた蚕種工場の生産物販売に関する帳簿、④銀行勘定帳は銀行取引に関する帳簿、⑤仕訳帳は各工

以外の原料、副製品等の販売に関する帳簿もある。残念ながら総てが揃っているわけではないが、概ね筒井製糸の経営状況の実態に迫ることができるのではないかと思われる。

場などにより仕分けられた帳簿、⑥原料繭元簿は、生糸の原料繭の仕入れに関する帳簿、⑦勘定元帳は、会社の資産・金銭の総管理台帳になっている。この外、工員の賃金、繭

### 二 経営文書

工場等の不動産、調査部による各種調査、工場設備、工場ごと(鴨島・毛田)の経営(賃金等を含む)、予算書、株式会社化(昭和八年)以降の営業報告書、関東大震災以降、神戸に置かれていた子会社で生糸の輸出商社であった株式会社筒井商店の営業報告書(昭和四年以降)なども含まれている。また、工場の生産性を上げるための特許や実用新案に関する文書や、繭の品質向上のため派遣した養蚕教師に関する文書、戦時体制下の昭和十九年川西航空株式会社の子会社筒井航空工業株式会社に關する文書もある。

### 三 その他資料

郡ぐん是製糸・片倉製糸・日之出製糸など同業他社の営業報告書や鴨島倉庫などの関連会社の資料、日本製糸協会・全国製糸業組合・徳島県製糸業組合など加入していた同業組合などの団体資料を含んでいる。

徳島県内の蚕糸業は、昭和三十年代頃まで主要産業の一つであったが、現在はほぼ火が消えてしまった。筒井製糸株式会社文書は、徳島の蚕糸業の様子を知るための数少ない貴重な史料群である。(課長補佐)



筒井製糸所帳簿 (大正期から)

# 国立公文書館所蔵資料展 「近代日本と徳島のあゆみ」

平成二十六年年度最後の月、三月七日（土）から三月十九日（木）までのうち実質十一日間、徳島県立博物館企画展示室にて、「国立公文書館所蔵資料展 近代日本と徳島のあゆみ」展を開催することができた。

平成二十五年十二月、国立公文書館より館外展示会開催の公募があり、徳島県立博物館企画展示室を会場として応募し、平成二十七年三月

での開催が決定した。その後、二度の国立公文書館担当者の訪問を受け、国立公文書館・徳島県立博物館・徳島県立文書館の三者による主催の企画展として準備を進めた。

今回の展示では、国立公文書館が所蔵する資料の魅力を知っていただくため、明治維新以来の近代日本のあゆみを記録してきた「御署名原本」「太政類典」「公文録」などの実際の公文書を主体に、徳島の事件やできごとが記録されてきた公文書、さらに徳島県立博物館と徳島県立文書館が持つ関係資料を含めて展示が行われた。

国立公文書館展正面



国の重要文化財となっている「公文録」および「公文附属の図」計六点が、徳島で初めて公開されること。その「公文録」の中に、明治初期の徳島を揺るがした庚午事変（稲田騒動）の国の記録である「徳島騒擾始末」四冊が含まれていること。自由民権運動の先駆けとなった「民撰議院設立建白書」の原本が展示されること。戦時中の徳島空

襲について一週間後に徳島検事局がまとめて司法大臣に宛てて送った「徳島空襲被害報告書」の原本が展示されること。など話題の多い展示となった。

展示は、明治維新期の「錦の御旗」の画図を始めてとして二十三のパートに別れ、昭和六

十年（一九八五）に開通した大鳴門架橋まで、時代を追うことのできる年表も展示され、表題どおり「近代日本と徳島のあゆみ」を通覧できる構成であった。また、最後の徳島藩主である蜂須賀茂韶、徳島で晩年を過ごしたポルトガル人の作家モラエス、徳島出身の歴史学者である鳥居龍藏と喜田貞吉、明治期徳島の有力な産業であった竹製のものさしや秤の工場を経営していた藤村九平という五人の先人に関わるコーナーや、洪水に苦しんだ吉野川と藍・蚕糸などの産業に関するコーナーも置かれた。その内十一のパートでは、徳島県立文書館・徳島県立博物館からも展示資料・写真を提供したことによって、立体的な構成の展示となった。

さらに、御署名原本を保存・管理するために特注で作られた桐製の保存箱とその仕様書や、厚生労働省から国が作成した資料として国立公文書館に送られた「けんけつちゃん」というぬいぐるみまで、国立公文書館の果たしてきた、さらに今後も果たすべき役割について説明をするコーナーも置かれた。

全ての資料が、徳島をそして日本を大きく動かすことになった歴史資料ばかりであり、文字中心で一見地味な資料ではあるが、その原本が果たした役割や意義は計り知ることができないような資料が実際に徳島にやってきましたのである。

この展示は、国立公文書館が行う館外展示であり、資料選定やパネル作成、実際の展示などほとんどは国立公文書館の主導で行われた。また、徳島県立博物館企画展示室という整備された会場を提供していただいたため、国指定重要文化財を始めとした、多くの原本資料を徳島に受け入れることが可能となった。こうして多くの徳島県民に観覧いただける機会をもてたことに感謝したい。



御署名原本保存箱（国立公文書館所蔵）

古文書の世界

沓家—小家と名子・下人

—端山の棟付改にみる二つの構造—

宮本和宏

沓家・小家の関係が確定するのは、徳島藩独自の棟付改である。棟付改は、単なる郷分の現状把握のための調査ではない。

棟付改の根幹は、年貢・役負担の確定とその確実な納入システムの構築にある。前者に関わって石高の記載・身居の確定がなされる。後者のシステムが沓家—小家である。それ以前には、名主—名子・下人という土地を媒介としたシステムがあった。この二つのシステムは、近世の同じ構造の上に成り立っているのだろうか。

このことを当館の文書館の逸品展「端山に見る山間庄屋の展開」で用いた谷家文書・武田文書から考えてみたい。

端山においても最初の棟付改は明暦元年（一六五五）から始まり、明暦四年（一六五八）に棟付帳が出される。この棟付帳は、名主を沓家とし、その名子・下人を小家とするという論理で貫かれている。「名主」の表記は、「名」に一軒の「沓家」に置き換えられ表面上姿を消すが、「名子」「下人」という表記は「小家」と共に使用されている。近世最

後の統一的な棟付改となった文化期においても、表現数は少なくなるものの、「名子」「下人」という表記は棟付帳に残るのである。谷家文書・武田文書には、文化期の棟付改に伴う棟付帳の下書きは残されているものの清帳は当館にない。西端山の「谷庄左衛門名」と書かれた下書きを見てみると、不思議な表現に気がつく。

谷庄左衛門名子	重次郎	歳四十六
沓家	重次郎	此者谷庄左衛門名子音次郎小家二而御座候処、享保九辰年棟付下調之節、小家ヲ放居申二付、右之趣奉願、沓家名子ニ被仰付候
重次郎	重次郎	同拾六
沓人	武之介	同拾六
同人子	勘介	同拾六
沓人	勘介	同拾六
小家	権之介	歳三十
小家	権之介	此者兄伊勢待病身二付、乍弟死後相続仕候、且又権之介義、乙次郎名子二而御座候処、享保九辰年棟付下調之節、名子ヲ放、庄左衛門名子ニ罷成居申二付、右之趣奉願、庄左衛門沓家名子ニ罷成候
	(以下略)	

ここで「谷庄左衛門」というのは、西端山の庄屋であり、「乙(音)次郎」というのは重次郎の沓家である。享保九年（一七二四）に音次郎は重次郎を「小家放」している。音次郎からは独立したが、肩書きは「谷庄左衛門名子」である。一方権之介も享保九年に音次郎から「名子放」され、「庄左衛門名子」になっている。沓家・小家の体制が人的隷属関係を含むとすれば、独立した重次郎の

肩書きが「谷庄左衛門名子」であつてはならないし、権之介の肩書きは「重次郎名子」でなければならぬ。つまりこれは、沓家・小家の関係が、人的隷属関係を伴わないことを意味している。近世になり、中世的関係が近世の沓家・小家の関係の中に集約されたのではなく、依然として二つの構造が重層的に存在しているのである。

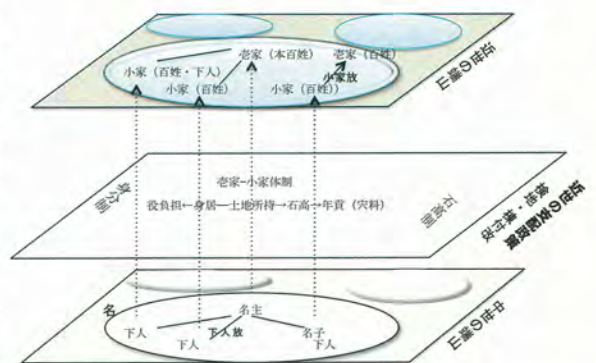
文化期の棟付帳の肩書きの大半が、血縁の表記と「忌外」「忌懸」に統一されてはいるものの、現実には違った構造も内包しているのである。これをどうとらえればよいか。

中世には、名主—名子・下人のシステムを基本に、経済的關係と人的隷属關係を一元化した構造が存在した。そこに、近世の沓家—小家のシステムが割り込む。沓家と小家の關係は、郷分の税が確実に納入されるための關係であり、藩の經濟政策を基本にした構造の一部である。そのため、名主と名子・下人の關係は、人的隷属關係のみに機能する構造へと變化したのではないか。

「谷庄左衛門名」の中に見えるのは、この二つの構造の動きではなからうか。

両端山において、明暦期に各「名」で一軒だった沓家が、文化期には複数になり、「名」によつては、ほとんど沓家に付け上がる。これは、税負担をその一軒でまかなうことを意味する。かつてこれを「小農自立」という言葉で表現したが、東端山でこのようにした名は、本百姓が「絶家」となった名である。ある意味で、こ

端山の近世



のような名は、名主—名子・下人關係を断ち切り、新しい關係を生み出しやすいともいえよう。

棟付改は藩にとって都合のよいシステムを具現化する装置であり、沓家・小家の關係も例外ではない。ただ、そのことによつて、それまでの「状況」を即座にリセットできるわけではない。端山もまた、端山の展開とならざるを得ない。近世の支配システムの背後に、その地の中世のシステムが隠れていることを端山は教えてくれる。

「名」の存在、名子・下人の存在が消えないのは、それを必要とする何かがあるからである。問題は、その構造に伴う利益を誰が享受するかであろう。

こうしたことは、いつの時代にも存在する。誰のための構造か。それが、その時代の「本質」を規定する。

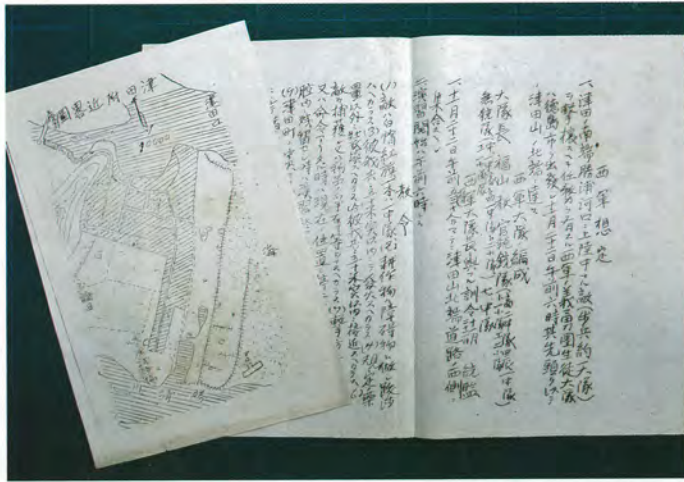
(文化推進員)

# 学校の公文書に見る戦争の時代

## — 徳島工業学校

### 「東軍想定・西軍想定」その他—

徳野 隆



東軍想定・西軍想定 (部分)

徳島県立徳島工業高等学校（現徳島科学技術高等学校）から当館に移管された徳島工業学校時代の公文書の中に、「東軍想定・西軍想定」（K200800330）というガリ版刷りのプリントが残されていた。年代は明記されていないが、徳島工業学校の「工場日誌」（工業学校建築科の校務日誌）などから昭和七年（一九三二）もしくは同八年のものと同定

される。このころ、徳島県下の旧制中学校や農業学校・工業学校・商業学校などの五年生全員が参加する県下中等学校連合軍事訓練が毎年十一月に実施されていたが、これはその一環として実施される野戦訓練に関して学校関係者に配付された資料であると考えられる。

とみなして立ち入り禁止」敵方の捕捉や物品の争奪は厳禁」演習終了後に残った薬莖は体操教師が回収」統監及び審判官・監督には絶対服従」銃口内に土砂が入らないように注意」などの注意が与えられている。

毎年二日間にわたって行われていた連合軍事訓練では、大規模な遭遇戦や夜襲などを想定した本格的な野外軍事訓練が実施されていた。大正末期以降、現役陸軍将校が配属されるなど学校における軍事教練が飛躍的に強化されており、この連合軍事訓練もその一環として実施されたものである。今回紹介した「東軍想定・西軍想定」はこのような軍事教練の一端を示す興味深い資料といえる。

昭和三十二年（一九三二）七月の日中戦争勃発以後、学校教育の分野でも戦時色が次第に濃厚になっていく。徳島工業学校の公文書を拾い読みしていても、昭和三十二年には国民精神総動員運動の一環として徳島県が作成した梅林孝次（軍神）と喧伝された徳島市出身の海軍パイロットの遺書複製の頒布。翌十三年には就職を希望する傷痍軍人を再教育するための「傷痍軍人工業再教育所」が併設。戦局が厳しさを増した昭和十八年には、本来志願制である海軍の甲種飛行予科練習生（予科



軍事教練風景 (徳島工業学校)

練）について、徳島県から各中等学校に志願者の具体的ノルマが課せられるようになる。また、同年から中等学校生等の学徒勤労動員がはじまり、徳島工業学校生とも近隣の農村での食糧増産奉仕や松茂での飛行場奉仕などに従事している。翌十九年には軍需工場での通年勤労動員が始まる。さらに、二十年三月になると政府は生徒を動員するために、国民学校初等科（小学校）除く学校の授業の一年間停止を決定。学校教育は完全に機能停止に陥る。

残された徳島工業学校の公文書からは、戦時体制に組み込まれていく学校の姿が浮かび上がってくる。

(課長補佐)

# 歴史資料保全ネットワーク 徳島の活動

平成七年（一九九五）の阪神・淡路大震災以降、大規模災害などから歴史資料を守ることを目的とした「資料保全ネットワーク」が全国各地で次々と結成され、その数は準備会も含めると平成二十七年（二〇一五）二月時点で二十二にのぼっている。

徳島県においても平成二十四年（二〇一二）九月に「歴史資料保全ネットワーク・徳島（徳島史料ネット）」が結成され、歴史資料の所在確認調査や市民を対象としたワーク



水損史料のレスキュー活動（那賀町、徳島史料ネット提供）

ショップ、講演会の開催などの地道な活動に取り組んでいる。また、平成二十六年（二〇一四）三月には徳島県文化財保存整備市町村協議会・徳島県博物館協議会との三者で「文化財の防災に関する共同宣言」を作成・調印するなど、文化財関係ネットワークの構築を目指す取組にも着手している。

平成二十六年八月、台風十二号と十一号が立て続けに日本列島を襲い、徳島県にも甚大な被害をもたらした。徳島史料ネットは特に大きな水害が報じられた海陽町・那賀町・阿南市加茂町に入り、童謡「お山の杉の子」の作詞者である吉田テフ子関係資料や襖の下張り文書など五件の水損資料のレスキューを行った。当館では職員が徳島史料ネットの会員としてこれらのレスキューに参加したほか、資料の燻蒸などのかたちで徳島史料ネットの活動をサポートしている。

毎年のように洪水被害に見舞われ、また南海トラフ地震の発生も危惧されている徳島県においては、このような大規模災害から歴史資料を守るための取組の一層の強化が望まれる。

## 文書館の利用案内

### 利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

### 開館時間

○ 午前九時三〇分～午後五時

### 休館日

- 毎週月曜日
- 毎月第三木曜日（祝日の場合は翌日）
- 年末年始
- ※ 資料整理・燻蒸のため必要に応じて臨時休館することがあります。

### 交通のご案内

◇ JR徳島駅から  
徳島市営バス・徳島バス利用（約二〇分 最寄停留所より徒歩約一〇分）



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

文書館だより 第36号  
平成二十七年三月二十七日発行  
編集兼発行 徳島県立文書館  
〒七七〇一八〇七〇  
徳島市八万町向寺山  
文化の森総合公園内  
電話〇八八六六八三三〇〇  
徳島県教育印刷株式会社